

報道資料

令和2年2月5日

担当：福祉部介護福祉課
（担当者：秋田、吉田）
電話：0742-34-5422（直通）
（内線4756）

介護サービス事業者指定取消処分

奈良市は、NPO法人ライフケア学園前に対し、下記のとおり介護保険法第77条第1項第4号、第6号、第7号、第8号及び第115条の45の9第1項第6号の規定に基づく事業者の指定の取消処分を行いますのでお知らせします。

1 事業者の名称・所在地等

- (1) 事業者名称 NPO法人ライフケア学園前
- (2) 代表者 理事長 林 美和
- (3) 事業者所在地 奈良県奈良市学園大和町二丁目26番
ニュー松葉マンション206号
- (4) 事業所名称 NPO法人ライフケア学園前
- (5) 事業所所在地 奈良県奈良市学園大和町二丁目26番
ニュー松葉マンション206号
- (6) サービス種類 訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業

2 指定取消年月日

令和2年2月10日

3 指定取消理由

介護保険法（平成9年法律第123号）介護保険法第77条第1項第4号、第6号、第7号、第8号及び第115条の45の9第1項第6号に該当する事実が確認されたため。

(1) 運営基準違反

- ・訪問介護員等（介護福祉士その他法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。）によって訪問介護を提供しなければならないにもかかわらず（法第8条第2項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）第30条第2項）、平成31年1月から令和元年7月までの間、無資格者が訪問介護を提供した。
《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第4号

(2) 不正請求

- ・1名の利用者について、夜間及び早朝の時間帯において、全く提供していない訪問介護の居宅介護サービス費を平成29年3月から令和元年7月までの2年5か月間にわたって不正に請求した。
- ・平成31年1月から令和元年7月までの間、無資格者が行った訪問介護について、訪問介護員等が行ったように虚偽の訪問介護記録を作成し、居宅介護サービス費を不正に請求した。
《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第6号

(3) 虚偽報告

- ・令和元年7月22日の監査において、無資格者が行った訪問介護について、訪問介護員等が行ったように虚偽の提供記録を提出した。
- ・令和元年7月22日の監査切替後に、ヘルパー業務を行っていた無資格者について、当該職員は退職したとして虚偽の給与明細を作成し、提出した。
《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第7号

(4) 虚偽答弁

- ・令和元年7月22日の監査において、無資格者がヘルパー業務を行っていた期間について、実際は7か月間に渡っていたにもかかわらず、1か月間（8件分）のみであると虚偽の答弁を行った。
《根拠条文》訪問介護…介護保険法第77条第1項第8号

(5) 法令違反

- ・ 法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに定める第 1 号訪問事業について、一体的に運営されている指定訪問介護事業において法令違反があった。

《根拠条文》 訪問介護…介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号

第 1 号訪問事業…介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 6 号